

夕張市公設地方卸売市場 指定管理者募集要項

令和3年2月

夕張市地域振興課

目 次

- 1 施設の概要
- 2 申請資格
- 3 申請期間
- 4 募集方法
- 5 申請書類
- 6 選定方法及び選定基準
- 7 利用料金に関する事項
- 8 管理運営に関する経費
- 9 指定管理者の業務の範囲
- 10 管理の基準
- 11 指定期間
- 12 協定の締結
- 13 参考資料
- 14 その他

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）及び夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成15年条例第33号）に基づき、公の施設である夕張市公設地方卸売市場の管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者の募集を行います。

記

1 施設の概要

(1) 施設概要

施設名	夕張市公設地方卸売市場
位置	夕張市南清水沢4丁目105番地の1
設置目的	生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化と市民等の生活の安定に資するため。
構造等	【構造・規模】鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 【敷地面積】18,884.69平方メートル 【延床面積】3,293.6平方メートル 【施節内容】卸売場、管理事務所、業者事務所、冷蔵室ほか 【開設年月日】昭和48年10月

(2) 取扱高

年度	青果部		水産部		合計	
	数量 (kg)	金額 (円)	数量 (kg)	金額 (円)	数量 (kg)	金額 (円)
H28年度	325,268	162,239,096	7,598	5,758,459	332,866	167,997,555
H29年度	365,074	163,510,871	7,900	4,746,304	372,974	168,257,175
H30年度	254,635	127,155,999	23,734	5,821,411	278,369	132,977,410
R1年度	259,547	113,720,439	20,859	5,560,207	280,406	119,280,646

2 申請資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない。）。
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しないもの
 - イ 破産者で復権を有しないもの
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの
 - エ 自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあるもの
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなし、自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に該当するもの
 - カ 夕張市税並びに消費税及び地方消費税を滞納しているもの
 - キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5

年を経過しないもの（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの又は役員（法人以外の団体の場合にあっては、当該団体の代表者）が暴力団の構成員等であるもの

(3) 夕張市内に事務所又は事業所を有する団体であること。

(4) グループによる応募

ア 複数の団体により構成されたグループ（共同企業体等の連合体）により応募することができます。ただし、単独で応募した団体は、グループによる応募の構成団体となることはできません。また、同時に複数のグループの構成団体となることはできません。

イ グループで応募する場合は、代表団体を定めてください。

ウ グループで応募する場合は、各構成団体について応募資格を有していることが必要となります。

エ グループで応募する場合、各構成団体は、協定の履行、指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき当該グループが負担する債務の履行等について、グループ全体として連帯して責任を負うものとしします。また、グループの目的や運営に関わる事項について各構成団体が合意した旨を記した書面を、他の申込書類と併せて提出していただきます。

3 申請期間

(1) 受付期間 令和3年2月12日（金）から2月18日（木）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前8時45分から午後5時30分までに限る。

(2) 提出方法 必ず持参により夕張市地域振興課に提出すること。
郵送による提出はできません。

(3) 提出部数 正本1部、副本5部（コピー）を提出すること。

(4) 提出先 夕張市本町4丁目2番地
夕張市地域振興課地域振興係

4 募集方法

(1) 募集要項等の配布

ア 配布場所 夕張市地域振興課または夕張市のホームページ
URL：<http://www.city.yubari.lg.jp>

イ 配布期間 令和3年2月12日（金）から2月18日（木）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前8時45分から午後5時30分までに限る。

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期間 令和3年2月12日（金）から2月18日（木）まで

イ 質問方法 質問書（任意様式）に要旨を簡潔にまとめ、郵便、ファックス、メール、又は持参により夕張市地域振興課まで提出してください。

(3) 留意事項

- ア 申込者は、申込書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- イ 申込みの撤回・申込書類の修正はできません（軽微な修正は除く。）。
- ウ 申請書類の提出後に辞退する場合は、書面による辞退届（任意様式）を提出してください。
- エ 申請書類は、理由の如何にかかわらず、返却いたしません。
- オ 選定委員会において、必要と認めるときは、申請書類の追加を求めることがあります。
- カ 申請書類は、選定を行うために必要な範囲内で複製を作成することがあります。
- キ 申請書類の提出に要する経費は、すべて申請団体の負担とします。
- ク 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ケ 申請書類の著作権は、申請団体に帰属しますが、選定結果の公表その他必要がある場合は、申請書類の内容を市が無償で使用できるものとします
なお、指定管理者に指定された団体の申請書類の著作権については、市に帰属します。
- コ 申請書類は、夕張市情報公開条例の規程により、個人情報、法人情報で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となります。
- サ 夕張市が提供した資料等は、申請に係る検討の目的以外で使用することを禁じるとともに、この検討の目的内であっても、夕張市の承諾を得ることなく、第三者に対し使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

5 申請書類

申請に際しては、以下の書類を提出してください。

なお、提出書類は原則A4としてください。

(1) 指定申請書（様式第1号）

※グループで応募する場合は、共同事業体協定書兼委任状も併せて提出のこと。

(2) 当該施設の管理に関する事業計画書

以下の点を盛り込んだものを作成すること

- ア 管理運営業務の基本的方針について
- イ 利用者の平等利用の確保について
- ウ サービスの向上について
- エ 市場の効用を最大限発揮するための方策
- オ 施設の適正な維持管理について
- カ 人員体制（職員配置計画、職員採用計画、勤務形態、勤務条件、人材育成・研修計画等）
- キ 地域住民や関係団体等との連携について
- ク 法令等の遵守について
- ケ その他管理に関して必要な事項

(3) 当該施設の管理に関する収支計画書

(4) 申請資格を有していることを証する書類

- ア 申立書（様式第2号）

イ 法人の場合

定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本

ウ 非法人の場合

代表者の身分証明書、会則及び構成員名簿

エ 国税及び市税の納税義務がある場合

国税及び市税の納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）

オ 国税及び市税の納税義務がない場合

その旨を記載した申立書

※グループで応募する場合は、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(5) 経営状況を説明する書類

ア 当該団体の前3事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

イ 当該団体の現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類

※グループで応募する場合は、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(6) その他市長等が必要と認める書類

ア 当該団体の活動実績書

※グループで応募する場合は、該当する書類について構成団体分も提出してください。

6 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

夕張市が設置する夕張市指定管理者選定委員会において、申込資格を有する申込者のうちから、選定基準に照らして最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定します。

なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

(2) ヒアリング等

選定委員会は選定に際し、ヒアリング等を行うことがあります。この場合における日程等については、対象者に別途通知します。

(3) 選定基準

次の基準に照らし、総合的に審査します。

ア 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、または確実に確保できる見込みがあること。

エ 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 選定結果のお知らせ

選定結果については、令和3年3月上旬までに申込者全員に通知します。また、令和3年3月下旬までに夕張市ホームページに選定結果の概要を掲載し、公表します。

なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく異議申立て又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができません。

(5) 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された団体は、選定委員会後の直近に開催される夕張市議会の議決を経て指定管理者として指定される予定です。ただし、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

7 利用料金に関する事項

(1) 利用料金制度の採用

本施設では、自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。

(2) 利用料金の額

利用料金は夕張市公設地方卸売市場条例施行規則（昭和48年規則第29号。以下「施行規則」という。）第6条で定める額とします。

(3) 前受金の引継ぎについて

指定期間の満了日後の利用に係る利用料金を事前に収受する場合には、その利用料金に相当する金額を新たな指定管理者又は夕張市に引き継ぐこととします。

8 管理運営に関する経費

(1) 管理経費の支払について

施設の管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む。）は、利用料金及び施設の運営に伴うその他の収入をもって充てるものとし、夕張市からの委託料の支払はありません。

(2) 修繕・改修等

ア 管理施設の修繕、改修等に係る費用については、原則として指定管理者の負担とします。

イ 修繕、改修等により生じた更新施設等は、すべて夕張市に帰属するものとします。

(3) 備品

ア 夕張市が備え付ける備品は指定管理者に無償で貸与します。

イ 市が貸与した備品が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、協議により備品を購入又は調達することとします。

ウ 指定管理者の責任により滅失し、又は毀損した備品の補充にかかる費用については指定管理者の負担とします。

エ 指定管理者が必要とする備品は指定管理者の負担で調達していただきます。なお、調達した物品については、指定管理者に帰属するものとします。

(4) 事故・火災

ア 地震等の天災により事故・火災等が発生した場合、当該事故の処理に要する費用については、指定管理者の負担とします。ただし、施設の損害額が大きく、施設を継続する経

済的メリットがないと指定管理者が判断する場合には、指定管理者は協議により市に対して指定管理者の指定取消を申し出ることができます。

- イ 指定管理者は施設の態様、利用状況等を勘案し、また昨今の損害賠償請求訴訟等の賠償額等の動向を踏まえ、指定管理者の責任及び判断の下、必要な各種保険に加入してください。
- ウ 指定管理者の故意又は過失により、夕張市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とします。
- エ 指定期間中の物価変動、金利変動、税制改正、その他の法令改正等に伴う経費の増加等は指定管理者の負担とします。

(6) 税について

指定管理者は、会社等の法人に係る市民税、事業を行う者に係る事業所税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合があります。

- (7) その他の事項については、別に締結する協定に定めるところによります。
- (8) 夕張市と指定管理者のリスク分担については、別表のリスク分担表をご参照ください。この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙協議の上、リスク分担を決定します。

9 指定管理者の業務の範囲

指定管理者が行う業務は次のとおりとし、業務の詳細は仕様書のとおりとします。

- (1) 施設の維持及び管理
- (2) その他夕張市が必要と認める業務

10 管理の基準

(1) 開場日及び開場時間

日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに次に掲げる日を除き毎日開場する。開場時間は、午前5時から午後7時までとする。

ア 1月2日、1月3日、1月4日、8月16日

(2) 利用の許可について

施設の利用の許可は、に施行規則に定めるところにより行うこととします。

(3) 利用の制限に関する事項

条例の規定により、施設の利用を拒むことができます。

(4) 夕張市個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、夕張市個人情報保護条例（平成14年条例第9号）により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関して市と同様の責務（収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等）が課せられるほか、後日、夕張市と締結する協定において、夕張市から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(5) 夕張市情報公開条例の適用について

指定管理者には、夕張市情報公開条例（平成11年条例第7号）により、情報公開の努力義務が課せられるほか、後日、夕張市と締結する協定において、夕張市から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(6) その他

- ア 管理業務を行うに当たっては、関係法令、条例、規則等の規定を遵守しなければなりません。
- イ 指定管理者は、施設の管理運営に関する業務を一括して第三者に委託、又は請け負わせてはなりません。ただし、清掃、警備、除雪・排雪、消防用設備の保守等の管理運営業務の目的を損なわない業務についてはこの限りではありません。
- ウ 管理業務を行うに当たり、再委託、物品の調達等を行う場合は、夕張市内の企業等の積極的な活用に努めてください。

11 指定期間

指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

12 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理に関する細目的事項を定めるため、夕張市との間で協定を締結することになります。

(2) 協定で定める事項

- ア 指定期間に関する事項
- イ 事業計画に関する事項
- ウ 利用料金に関する事項
- エ 事業報告及び業務報告に関する事項
- オ 市が支払うべき管理費用に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ク 管理業務の第三者への委託に関する事項
- ケ 施設内での事故発生時の対応、本市への報告等に関する事項
- コ 指定管理者が本市に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- サ 協定の改定に関する事項
- シ リスク分担に関する事項
- ス 管理業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持に関する事項
- セ 指定管理者が管理業務を行うに当たって購入する物品の所有権の帰属に関する事項
- ソ その他夕張市が必要と認める事項

13 参考資料

- (1) 夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第19号）

- (2) 夕張市地方卸売市場条例（昭和48年条例第26号）
- (3) 夕張市個人情報保護条例（平成14年条例第9号）
- (4) 夕張市情報公開条例（平成11年条例第7号）

14 その他

- (1) 管理業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに夕張市に報告することとし、その場合の措置については次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難になったとき、又はそのおそれが生じたときは、夕張市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が、その期間内に改善することができなかつた場合等には、夕張市は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を命じる場合があります。

イ 指定が取り消された場合等の賠償

アにより指定管理者の指定が取消され、又は管理業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、夕張市に生じた損害を賠償しなければなりません。

ウ 不可抗力等による場合

不可抗力等により管理業務の継続が困難となった場合は、夕張市と指定管理者は、管理業務の継続の可否等について協議し、継続が困難と判断した場合は、夕張市は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができることとします。

リスク分担表

段階	種 類	内 容	負 担 者		
			夕張市	指定管理者	
共通	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	
	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	
	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調			○
		施設管理、運営業務の内容に起因する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、苦情、要望への対応			○
		施設の設置に起因する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、苦情、要望への対応	○		
	関係法令の変更	施設、設備等に関する法令変更	協議による		
		上記以外の管理運営の業務一般に関する法令変更		○	
	税制改正	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更		○	
		一般的な税制変更		○	
	事業及び業務内容変更	政治、行政的理由から施設管理・運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	協議による		
		指定管理者の都合による業務内容の変更		○	
	事業の中止、遅延	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○	
		指定管理者の責任によらない事業の中止・遅延	協議による		
		サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの		○	
		指定管理者の事業放棄・破綻によるもの		○	
	許認可の取得遅延、失効、取消し	市が取得すべきもの	○		
		指定管理者が取得すべきもの		○	
	環境保全	指定管理者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、水質汚濁、大気汚染(臭気を含む。)など環境問題への対応		○	
	第三者賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合(管理瑕疵)		○	
		市の責任に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合(設置瑕疵)	○		
上記以外の理由により損害を与えた場合			○		
債務不履行	市の方針変更、議会の不承認、その他手続きの遅延などによるもの	○			
	指定管理者が提供するサービスの品質が一定のレベルを満たさない場合		○		
書類の誤り	仕様書等、市がその内容について責任を負うべき書類の誤りによるもの	○			
	指定管理者が作成した書類の内容の誤りによるもの		○		
応募及び準備	応募	応募に係るコスト		○	
	資金調達	運営上必要な初期投資、資金確保		○	
		資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○	
引継ぎ	管理運営の引継ぎに必要な費用		○		

維持管理運営	施設・設備損傷	指定管理者の管理上の瑕疵によるもの		○
		施設・設備の設計、構造上の原因によるもの	○	
		上記以外の経年劣化、第三者行為で相手が特定できないもの(○
	備品	市貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
		市貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化から生ずるもの	協議による	
		備品の新規購入		○ (事前に協議)
		備品の更新		○ (事前に協議)
		市貸与備品以外の物品で指定管理者が必要とするもの(所有は指定管理者に帰属)		○
	市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振		○
	運営リスク	管理上の瑕疵による事故、火災等に伴う臨時休館・入場制限等の運営リスク		○
		管理上の瑕疵によらない事故、火災等に伴う臨時休館・入場制限等の運営リスク	協議による	
		指定管理者が市の承認を得て、業務の一部を第三者に委託し、その委託業者の責めに帰すべき事由により発生した指定管理者の損害及び増加費用		○
	不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う施設・設備の復旧経費、業務履行不能	協議による	
	安全性の確保	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全(応急措置を含む)		○
セキュリティ、情報管理	警備不備による情報漏洩、犯罪の発生		○	
事業終了時の費用	指定管理期間の満了又は期間中途における指定の取消しを行った場合における原状回復及び撤収費用		○	
その他	協定書、募集要項、仕様書、本リスク分担表に定めがない事態が生じた場合	協議による		

○夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年9月27日

条例第19号

改正 平成28年12月15日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、夕張市が設置する公の施設(以下「施設」という。)の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体等」という。)を公募するものとする。

- (1) 施設の名称及び概要
- (2) 申請資格
- (3) 申請受付期間(次条において「申請期間」という。)
- (4) 次条各号に掲げる書類の内容
- (5) 選定の基準
- (6) 管理の基準
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (9) その他市長等が指定する事項

(指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体等は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長等に申請しなければならない。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 管理を行う施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書

(4) 当該団体等の経営状況を説明する書類

(5) その他市長等が別に定める書類

(選定方法等)

第4条 市長等は、前条の規定に基づく申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体等を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確実に確保できる見込みがあること。

(4) 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(5) その他市長等が別に定める事項

(公募によらない指定管理者の候補者の選定等)

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

(1) 公募に対し申請する団体等がないとき。

(2) 申請した団体等の中に指定管理者として適当な団体等がないと認めるとき。

(3) 指定管理者の候補者に選定された団体等を指定することが不可能となり、又は著しく不適當と認められる事情が生じたとき。

(4) 指定管理者の指定を受けた団体等が、第8条に規定する協定を締結しないとき。

(5) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により選定された指定管理者の候補者は、市長等に第3条に規定する申請書(添付書類を含む。)を提出しなければならない。

3 市長等は、前2項の規定により指定管理者を選定しようとするときは、前条に規定する選考基準によるものとする。

(選定結果の通知)

第6条 前2条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。

(指定管理者の指定)

第7条 市長等は、第4条又は第5条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第8条 前条第1項の指定を受けた団体等は、市長等と施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 管理に必要な体制に関する事項
- (9) 施設の修繕、改修に関する事項
- (10) 事件・事故・天災に関する事項
- (11) 指定管理者に対する評価に関する事項
- (12) 保険等の加入に関する事項
- (13) その他市長等が別に定める事項

(事業報告及び業務の調査等)

第9条 指定管理者は、毎年5月31日までに、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中に

において次条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 利用状況並びに利用拒否等の件数及びその理由
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長等が別に定める事項

- 2 市長等は、前項の報告書を受け取った場合には、速やかに公の施設の目的を効果的に達成させ、適切に管理等を行っているか評価を行い、これを公表するものとする。
- 3 市長等は、公の施設の目的を効果的に達成させ、施設の管理の状況等を把握するため、指定管理者と相互の連絡を図らなければならない。
- 4 市長等は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況等に関し、必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長等は、指定管理者が前条第4項の指示に従わないとき、又は指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。この場合、指定管理者に損害が生じても、市長等はその賠償の責めを負わない。

- 2 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設の設備等を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設の設備等を損傷し、又は滅失したときは、それにより生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(個人情報の取扱い)

第13条 指定管理者は、施設を管理するに当たって知り得た個人情報(以下この条において「保有個人情報」という。)を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第8条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又は管理する施設の業務に従事している者(以下この項において「従事者」という。)は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月15日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用の特例)

2 この条例施行の際現に指定管理の手続きを終えているものに対するこの条例の規定は、この条例施行の日から1年を経過した後から適用する。

○夕張市公設地方卸売市場条例

昭和48年10月1日

条例第26号

改正 昭和55年4月1日条例第12号

昭和57年10月1日条例第28号

昭和62年3月13日条例第5号

平成3年6月18日条例第11号

平成22年12月22日条例第33号

平成27年6月12日条例第17号

令和2年6月17日条例第16号

(設置)

第1条 生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化と市民等の生活の安定に資するため、夕張市公設地方卸売市場(以下「市場」という。)を設置する。

(開設者の責務)

第2条 市長は、市場の運営に関し、出荷者、卸売業者、買受人その他市場の利用者に対して不当に差別的な取扱いをしないものとする。

(名称、位置及び面積)

第3条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称 夕張市公設地方卸売市場

位置 夕張市南清水沢4丁目105番地の1

面積 18,884.69平方メートル

(用語の意義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 卸売業者 卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する者であって、第6条の規定により市長の承認を受けている者をいう。

(2) 買受人 市場内において卸売業者から生鮮食料品等の卸売を受けることにつき市長の承認を受けている者をいう。

(3) 市場施設 市場内の用地及び建物その他の施設をいう。

(取扱品目)

第5条 市場の取扱品目は、次に掲げる部類ごとに定める生鮮食料品等とする。

青果部 野菜、果実及びその加工品

水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに鳥卵その他の食料品等

(卸売業務の承認)

第6条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

(使用許可)

第7条 市場施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第8条 市場施設の使用料は、取扱金額の1,000分の10以内において市長が別に定める額とする。

(使用の取消し又は停止)

第9条 市長は、卸売業者又は市場施設を使用する者がこの条例に違反したとき、又は市長の指示に反したときは、市場施設の使用の全部若しくは一部の取消し又は使用の制限若しくは期間を定めて停止を命ずることができる。

(監督)

第10条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は市職員に卸売業者の事務所その他の業務を行う場所に立入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、前項の調査を行つた結果に基づき必要な指示をすることができる。

3 第1項の規定により立入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提出しなければならない。

(職員)

第11条 市場に、場長及びその他必要な職員を置く。

(管理の代行等)

第12条 市長は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に施設の管理を行わせることができる。

2 第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持及び管理
- (2) その他市長が定める業務
(使用料の收受)

第13条 前条第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合においては、第8条に定める使用料を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、市場の管理及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年10月1日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年3月13日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年6月18日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月22日条例第33号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月12日条例第17号)

この条例は、平成27年6月12日から施行する。

附 則(令和2年6月17日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の北海道地方卸売市場条例(昭和46年北海道条例第50号)第5条の規定により市場において卸売の業務を行うことにつき知事の許可を得ている者は、この条例による改正後の夕張市公設地方卸売市場条例第6条の規定による市長の承認を受けた卸売業者とみなす。

○夕張市個人情報保護条例

平成14年3月14日

条例第9号

改正 平成17年6月24日条例第9号

平成20年12月18日条例第35号

平成27年9月18日条例第19号

平成28年3月18日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報及び特定個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益を保護し、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが市に個人情報が保有されている者をいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報を収集し、保管し、又は利用するに当たっては、市民の個人情報に関する権利を尊重するとともに、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、市民の基本的な人権を侵害することのないよう慎重かつ公平に行うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、この条例により保障された権利を行使する主体であることを認識し、相互に個人情報を尊重するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（取扱いの範囲）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱うときは、取り扱う目的を明らかにし、その目的の達成のため必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取り扱ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 夕張市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、適正な行政執行のため必要があると実施機関が認めるとき。

（個人情報取扱事務の登録）

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の種類
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務については、適用しない。

4 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

5 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（収集の制限）

第8条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。

- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、適正な行政執行のため又は公益上必要があると実施機関が認めたとき。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、適正な行政執行のため又は公益上必要があると実施機関が認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 実施機関は、第1項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関以外のものへ提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、特定個人情報をその利用目的以外の目的のために利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的に特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織を結合する方法による提供の制限)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、通信回線により電子計算組織を結合する方法により、個人情報を当該実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 実施機関は、前項の方法により新たに個人情報（特定個人情報を除く。）を提供しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報の適正な管理を行うため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新のものとする。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止すること。

2 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

- 3 実施機関は、当該実施機関以外の電子計算組織と通信回線によって結合している場合において、個人情報の漏えい又は改ざんその他不適切な取扱いがなされ、又はそのおそれがあると認められるときは、個人情報の安全性を確保するため、通信回線による結合の停止を含む必要な措置を講じて、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。
- 4 実施機関は、前項に規定する必要な措置を適切に講じるため、個人情報の安全性を侵す不正行為の脅威度及び緊急度に応じた対応計画を別に定めるものとする。
- 5 実施機関の職員及び職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するときは、当該委託の契約において、個人情報の保護に関して、当該個人情報取扱事務の委託を受けた者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

(自己情報の開示請求)

第13条 市民は、実施機関に対して、その保有する自己に関する個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下第14条から第23条の3までの間において同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、特定個人情報にあたらぬ個人情報については、第7条第3項に規定する事務に係るものの開示請求をすることができない。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は特別な理由があると実施機関が認める場合の代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による開示請求をすることができる。
- 3 死者を本人とする個人情報（特定個人情報を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する者に限り、開示請求することができる。

(1) 親権者（死亡時に未成年であった子に関する情報）

- (2) 相続人（財産、不法行為による損害賠償請求権等、相続を原因として取得した権利義務に関する情報に限る。）
- (3) 配偶者（婚姻の届出はしていないが、死亡当時事実上婚姻関係と同様であった者を含む。）、子又は父母（診療録等及び慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報に限る。）
- (4) 前3号に掲げる者のほか、審査会の意見を聞いた上で、死者に代わって開示請求をすることができる実施機関が認めた者
（開示請求の手続）

第14条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 開示請求に係る個人情報に特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
（開示請求に対する決定）

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、その翌日から起算して14日以内に、当該請求に応ずるか否かを決定し、速やかに決定の内容を請求者に書面で通知しなければならない。

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由及び決定することができる期間を請求者に速やかに通知しなければならない。
- 3 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示とすべき情報の開示をすることとなるときは、実施機関

は、当該個人情報の在否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示をしないことのできる個人情報)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができる。

- (1) 個人の評価、診断、決定、選考、指導、相談等を伴う事務に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報を含む場合であって、開示をすることにより当該第三者の正当な利益を侵すおそれがあると認められるとき。
- (3) 市の内部又は市と国、独立行政法人、他の地方公共団体その他公共的団体（以下「国等」という。）との審議、協議、調査研究等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると認められるとき。
- (4) 市と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示をすることにより国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるとき。
- (5) 開示をすることにより、人の身体又は財産の保護等の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるとき。
- (6) 監査、検査、捜査、取締り、訴訟等に関する個人情報であって、開示することにより当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき。
- (7) 法令等の規定により、明らかに本人に対し開示をすることができないとされているとき。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、前項各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合において、その部分を容易に分離することができ、

かつ、当該分離により請求の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて当該個人情報の開示をしなければならない。

(開示等の実施)

第17条 個人情報の開示は、実施機関があらかじめ指定する日時及び場所において行うものとする。

2 個人情報の開示は、請求に係る個人情報の閲覧、視聴又は写しの交付により行うものとする。

3 実施機関は、個人情報を開示することにより当該個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあるときその他合理的な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該個人情報の写しにより開示をすることができる。

(自己情報の訂正請求)

第18条 市民は、実施機関が保有する自己に関する個人情報に係る事実に関りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手續)

第19条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正を求める箇所

(3) 訂正を求める内容

(4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第20条 実施機関は、訂正請求があったときは、当該訂正請求のあった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該訂正請求に応ずるか否かを決定し、速やかに決定の内容を当該訂正請求をした者に書面で通知しなければならない。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。この場合において、同条同項中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と読み替えるものとする。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の訂正を実施した場合において、必要と認めるときは、当該個人情報の提出先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（審査請求手続）

第21条 第15条第1項、前条第1項若しくは第23条の3第1項に規定する決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があったときは、当該審査請求が不適法なものであるときを除き、審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。この場合において、実施機関は審査会の答申を尊重するものとする。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第21条の2 前条に規定する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しない。

（自己情報の利用停止請求）

第22条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする個人情報（情報提供等記録を除く。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

- (1) 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条の規定に違反して収集されたものであるとき、第9条第1項若しくは第9条の2第1項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第9条第1項、第9条の3又は第10条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の停止
 - (3) 第11条第2項の規定に違反して保存されているとき 当該個人情報の消去
- 2 第13条第2項の規定は、前項の利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手續）

第23条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 利用停止を求める個人情報の内容
- (3) 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容
- (4) 前3号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己の当該利用停止請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

（利用停止の義務）

第23条の2 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するため

に必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用を停止しなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の取扱目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(利用停止請求に対する決定等)

第23条の3 実施機関は、利用停止請求があったときは、当該利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、当該利用停止請求に応ずるか否かを決定し、速やかに決定の内容を当該利用停止請求をした者に書面で通知しなければならない。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。この場合において、同条同項中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と読み替えるものとする。

(苦情の申出の処理)

第24条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

(事業者に対する措置)

第25条 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において説明又は資料の提供を求めることができる。

2 市長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

3 市長は、事業者が正当な理由なく第1項の規定による説明又は資料の提出の求めに応じなかったとき、又は前項の規定による勧告に従わなかったときは、審査会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(他の制度との調整)

第26条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報

(2) 市の施設で、一般の利用に供することを目的として収集し、整理し、保存している個人情報

2 法令等（夕張市情報公開条例（平成11年条例第7号）を除く。）の規定により自己に関する個人情報（特定個人情報を除く。）の開示又は訂正を求めることができる場合は、当該法令等の定めるところによる。

（費用の負担）

第27条 この条例の規定による個人情報の閲覧、視聴、訂正又は是正に係る手数料は、徴収しない。

2 第17条第2項の規定による個人情報の写しの交付を受ける者は、当該個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該費用の負担額を減額し、又は免除することができる。

（運用状況の公表）

第28条 市長は、毎年度、各実施機関のこの条例の運用の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

（罰則）

第30条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第12条の委託に係る受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記載された個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第31条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第32条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものを収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第33条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務については、第7条第2項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」と読み替えて同項の規定を適用する。

(夕張市情報公開条例の一部改正)

- 3 夕張市情報公開条例(平成11年条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(非常勤の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 非常勤の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成17年6月24日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月18日条例第35号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月18日条例第19号）

この条例は、番号法附則第1条の規定による政令で定める日から施行する。
ただし、情報提供等記録に関する部分の規定は、同条第5号の規定による政令
で定める日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○夕張市情報公開条例

平成11年3月10日

条例第7号

改正 平成11年12月17日条例第33号

平成12年3月15日条例第11号

平成14年3月14日条例第9号

平成19年9月20日条例第83号

平成28年3月18日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を求める市民の権利を明らかにするとともに、市政に関する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加の開かれた市政を一層推進し、もつて地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気テープ（ビデオテープ及び録音テープに限る。）で決裁、供覧その他これらに準ずる手続を完了し、実施機関が管理しているものをいう。
- (3) 公開 この条例の定めるところにより、実施機関が公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を求める市民の権利及び要望を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を求めるものは、これによつて得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することがないようにしなければならない。

(公文書の公開請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手續)

第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公文書の件名又は内容その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(公文書の公開等の決定)

第7条 実施機関は、前条の請求書の提出があつたときは、提出があつた日の翌日から起算して14日（当該公開請求が形式上の要件に適合しない場合において、当該公開請求に対し補正を求めたときは、当該補正に要した期間を除く。）以内に、当該公開請求に係る公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、当該決定に係る公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、速やかにその内容を書面により通知しなければならない。

- 3 第1項の規定により公文書を公開しない旨の決定（次条第2項の規定により公文書の一部を公開しない旨の決定を含む。）をした場合において、当該公文書の全部又は一部についての公開が可能となる時期が明らかであるときは、実施機関は、その旨を前項の書面に付記しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長する理由及び決定することができる期間を請求者に速やかに通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（公開しないことができる公文書）

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されているときは、当該公文書を公開しないことができる。

(1) 個人の思想、信条、職業、取引、経歴、犯罪、財産、所得、身体的特徴、健康状態その他特定の個人が識別され、又は識別され得るプライバシーに関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例の規定により何人でも閲覧することができる情報

イ 公表を目的とした情報

ウ 法令又は他の条例の規定による許可、免許、届出等の際に作成し、又は取得した情報で公益上公開することが必要であると認められるもの

(2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人等又は事業を営む個人に不利益を与えるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 事業活動により生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために公開することが必要であると認められる情報
- イ 違法又は不当な事業活動から生じ、又は生ずるおそれのある支障から市民生活を保護するために公開することが必要であると認められる情報
- ウ その他公開することが公益上必要であると認められる情報
- (3) 市の内部又は市と国、他の地方公共団体その他公共的団体（以下「国等」という。）との間における検討、協議、調査研究等の意思形成過程に関する情報であつて、公開することにより市の意思形成に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (4) 入札の予定価格、争訟の処理方針、交渉の方針、不動産買収の計画、試験の問題及び採点基準、職員の身分取扱いその他の市又は国等が行う事務事業に関する情報であつて、公開することにより市の行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれのあるもの
- (5) 市の委員会及び委員並びに執行機関の附属機関、専門委員その他これらに類するもの（以下「合議制機関」という。）の会議に係る情報であつて、公開することにより当該合議制機関の公正又は円滑な活動が損なわれるおそれがあると認められるため、当該合議制機関が定める規則その他の規程、議決又は決定により公開しない旨を定めたもの
- (6) 市と国等との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報で、公開することにより国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの
- (7) 公にしないことを条件として、個人又は法人等から任意に市に提供された情報で、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの

(8) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、行政上の取締り、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

(9) 法令又は他の条例の定めるところにより、又は法律上義務を負う国等の機関の指示等により公にすることができないと認められる情報

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、当該公開請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、前項の規定にかかわらず、当該公文書のうち非公開情報が記録されている部分以外の部分について、これを公開しなければならない。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、前条第1項第1号の規定により保護される利益が当該公文書を公開した場合と同様に害されることとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる。

(公文書の公開の実施)

第10条 第5条から前条までの規定による公文書の公開は、実施機関が第7条第2項の通知の際に指定した日時及び場所において行う。

2 実施機関は、前項の規定により公文書を公開する場合において、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該公文書による公開に代えて、当該公文書を複写したものを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することができる。

3 フィルム及び磁気テープがある公文書については、その写しの交付を行わない。ただし、実施機関が特に認めたときは、この限りでない。

(救済手続)

第11条 第7条第1項の規定による決定について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法

であるとき、及び当該審査請求を容認するときを除き、第12条の夕張市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に係る裁決をしなければならない。

(審査会)

第12条 前条及び夕張市個人情報保護条例（平成14年条例第9号）の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて、情報公開並びに個人情報保護制度に係る重要事項を調査審議するため、夕張市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時の委員を置くことができる。
- 3 委員は、識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第12条の2 第11条に規定する審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しない。

(他の法令等との調整)

第13条 この条例は、法令、他の条例その他の規程に定めるところにより閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付の手續が定められている公文書については、適用しない。

2 この条例は、図書館その他の市の施設において一般の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

(費用の負担)

第14条 この条例の規定による公文書の公開に係る手数料は、徴収しない。

2 この条例の規定により公文書の写し（当該公文書を複写したものの写しを含む。）の交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(公文書目録の作成)

第15条 実施機関は、公文書の目録等を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(実施状況の公表)

第16条 市長は、毎年度、各実施機関の公文書の公開の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(市長の調整)

第17条 市長は、この条例による情報公開制度の円滑かつ統一的な実施を図るうえで必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、公文書の公開に関し、報告を求め、又は助言することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

- (1) 平成11年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書
- (2) 平成11年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書であつて、保存年限が永年と定めているもの

附 則（平成11年12月17日条例第33号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月15日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（適用区分の特例）

- 2 議会が管理する公文書の夕張市情報公開条例の適用区分については、同条例附則第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

- (1) 平成12年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書
- (2) 平成12年3月31日以前に作成し、又は取得した公文書であつて、保存年限が永年と定められているもの

附 則（平成14年3月14日条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成19年9月20日条例第83号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。